

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

第7期介護保険事業計画に記載の内容				R2年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> ・当村の医療機関は、無床診療所1ヶ所のみ。 ・スーパーやドラッグストア、衣料品を扱う商店は無く、物産館や個人商店、コンビニエンスストアでの買い物を中心となっているが、購入できるものは限られている。 ・青森市と外ヶ浜町蟹田地区と隣接する地域であることと、上記の現状のため、自家用車で青森市や蟹田地区に赴いて、通院や日用品の購入をしている住民が多い。 ・村内の巡回バスがあるものの、本数が少ないことや電車の発着時刻とリンクしていないこと、蟹田地区の商業施設には立ち寄らないなど、不便な点がある。 ・免許返納や目の病気などで車の運転ができなくなると、とたんに生活が不便になる。 ・福祉有償運送サービス事業者があり、要介護者への対応は可能だが、生活にのみ困っているような高齢者へのドア・ツー・ドアの制度が無いため、当該高齢者への支援が課題となっている。 	生活支援体制の充実	・利用者の制限が無いドア・ツー・ドアの制度を創設する。	<p>・H30年度に直営で実施した高齢者ニーズ調査において、現状と課題が見えたことから、生活支援体制整備事業のコーディネーターと協議体において、新たな交通制度の創設を具体化した。</p> <p>・空白地有償運送サービスを開始し、担い手として元気高齢者5名と現役農家6名を有償ボランティアとして養成した。</p> <p>・事前に運転ボランティア研修を開催。行政・地域包括支援センター・社協の3者が一体となって企画・運営した。</p> <p>また、多少の介助が必要な利用者への対応を想定したことや、有償ボランティアが今後誰かの介護をする可能性もあるため、研修の単元に「介助の基本」と「認知症サポーター養成講座」を組み入れ、介助の基本の単元においては、実際に片麻痺のある住民に協力を得て、介助の実際を体験させた。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村社協による空白地有償運送サービスを開始 ・運転ボランティアの養成 11名 ・空白地有償運送サービスの実績 <ul style="list-style-type: none"> ①利用者延べ人数 130名 ②運行回数 90件 	◎	<p>【達成できた要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの設置前に、高齢者ニーズ調査を実施していたため、コーディネーター設置時には課題と目標が明確になっていたこと。 ・上記の課題と目標を達成するための企画段階から、コーディネーター(村社協に委託)と行政・地域包括支援センターの3者が、細部にわたって協働したこと。 ・ボランティア養成について、広報で募集した際は応募は0名。 <p>そのため、コーディネーターがこれまで培ってきたネットワークを駆使し、個別に依頼したことから担い手の養成ができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な住民に対し、コーディネーターと地域包括支援センターが1件、1件足を運び、事業の説明と利用までの支援をきめ細かく行った。 <p>【新たな課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手の増員が必要。 ・地域の区長が集まる機会を利用し、事業の広報と担い手募集のため、各地域の集まりに参加させてもらうよう依頼する。 <p>また、介護保険料の一斉通知の際に募集チラシを折り込むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の豪雪により、雪かきに困っている高齢者が多数いたため、雪かきやゴミ捨て等の生活支援サービスの創設が課題。

第7期介護保険事業計画に記載の内容			R2年度(年度末実績)			
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
②給付適正化	<p>高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用の増大が見込まれる。</p> <p>介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるようにする必要がある。</p>	<p>(1)要介護認定の適正な実施 認定調査票の内容について点検を行う。</p> <p>(2)ケアプランの点検 居宅介護(予防)サービス計画の記載内容について、事業者に資料提供を求め、点検を行う。また、実地指導の際、ケアプランの確認を行う。</p> <p>(3)住宅改修等の点検 工事を施工する前に、事前申請書による工事見積書等の点検及び受給者への訪問調査により実態確認を行う。</p> <p>(4)医療情報との突合・縦覧点検 国民健康保険団体連合会により作成される医療情報との突合帳票、縦覧点検帳票を活用し、請求内容の点検を行う。</p> <p>(5)介護給付費通知 受給者に対し、介護給付費の額、利用したサービスの内容等を通知する。</p>	<p>(1)要介護認定の適正な実施 委託を行った調査も含め、認定調査票について職員による全件確認を行う。</p> <p>(2)ケアプランの点検 要支援1・2及び要介護1・2のうち、支給限度額が概ね8割以上の居宅介護(予防)サービス計画について、青森県の「介護給付適正化事業に係るアドバイザー派遣事業」を活用し、ケアプラン点検を行う。 点検数 (H30)40件 (H31)50件 (H32)60件</p> <p>(3)住宅改修等の点検 住宅改修について、職員による現地確認及び書類確認を行うことで、適切な住宅改修となるよう点検を行う。 福祉用具購入について、職員による申請書を審査し、疑義のあるものについて確認を行う。</p> <p>(4)医療情報との突合・縦覧点検 国民健康保険団体連合会から送付される帳票をもとに、点検・突合を実施し、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行う。また、医療と介護の重複請求の有無を確認する。</p> <p>(5)介護給付費通知 受給者に対して、2か月ごとに通知を行うことで、適切なサービスの利用となるよう普及啓発を行う。 送付回数 (H30)6回 (H31)6回 (H32)6回</p>	<p>(1)要介護認定の適正な実施 認定調査票について、全件(147件)確認を行った。</p> <p>(2)ケアプランの点検 青森県の「介護給付適正化事業に係るアドバイザー派遣事業」を活用し、ケアプラン面談点検を行った。 ケアプラン点検数 11件 住宅改修や福祉用具購入の審査時に、ケアプラン点検を行った。 ケアプラン点検数 13件</p> <p>(3)住宅改修等の点検 住宅改修について、事前申請の際、職員により自宅の訪問調査を行い実態確認を行った。また、青森県の「住宅改修・福祉用具点検に関するアドバイザー派遣事業」を活用し、専門職による実態確認も行った。改修後についても書類(写真)確認を行った。 福祉用具購入について、申請書の審査・確認を行った。 住宅改修 6件(うち専門職による確認 1件) 福祉用具購入 7件</p> <p>(4)医療情報との突合・縦覧点検 医療情報との突合について、医療と介護の重複請求等の確認を行った。 縦覧点検について、点検・突合を行った。 縦覧点検による過誤申立件数 9件</p> <p>(5)介護給付費通知 受給者へ奇数月に通知を行った。 R2.5月 173件、R2.7月 172件、R2.9月 174件、 R2.11月 179件、R3.1月 175件、R3.3月 175件</p>	○	<p>【課題】 現状としては認定率、介護サービス受給率は年々低くなっているが、いまだ青森県平均、全国平均より高い。今後、高齢化が進む中、介護給付の適正化はさらに重要なものになっていく。</p> <p>【対応策】 目標について概ね達成できているが、継続的にこれらの介護給付適正化に取り組み、介護保険サービス利用者が必要とする適切なサービス確保に努め、費用の効率化を図っていく。</p>